

不当廉売関税制度（課税期間の延長を含む）
及び不当廉売関税の課税状況等について

I	不当廉売関税制度の概要	1
II	不当廉売関税の課税期間延長手続の流れ	2
III	我が国における不当廉売関税の申請及び課税の状況	3
IV	2006年末現在発動中の不当廉売関税の課税状況	4
	・ 大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税	
	・ 大韓民国及び台湾による日本産品に対する不当廉売関税	
V	WTO加盟国による不当廉売関税の課税状況	5

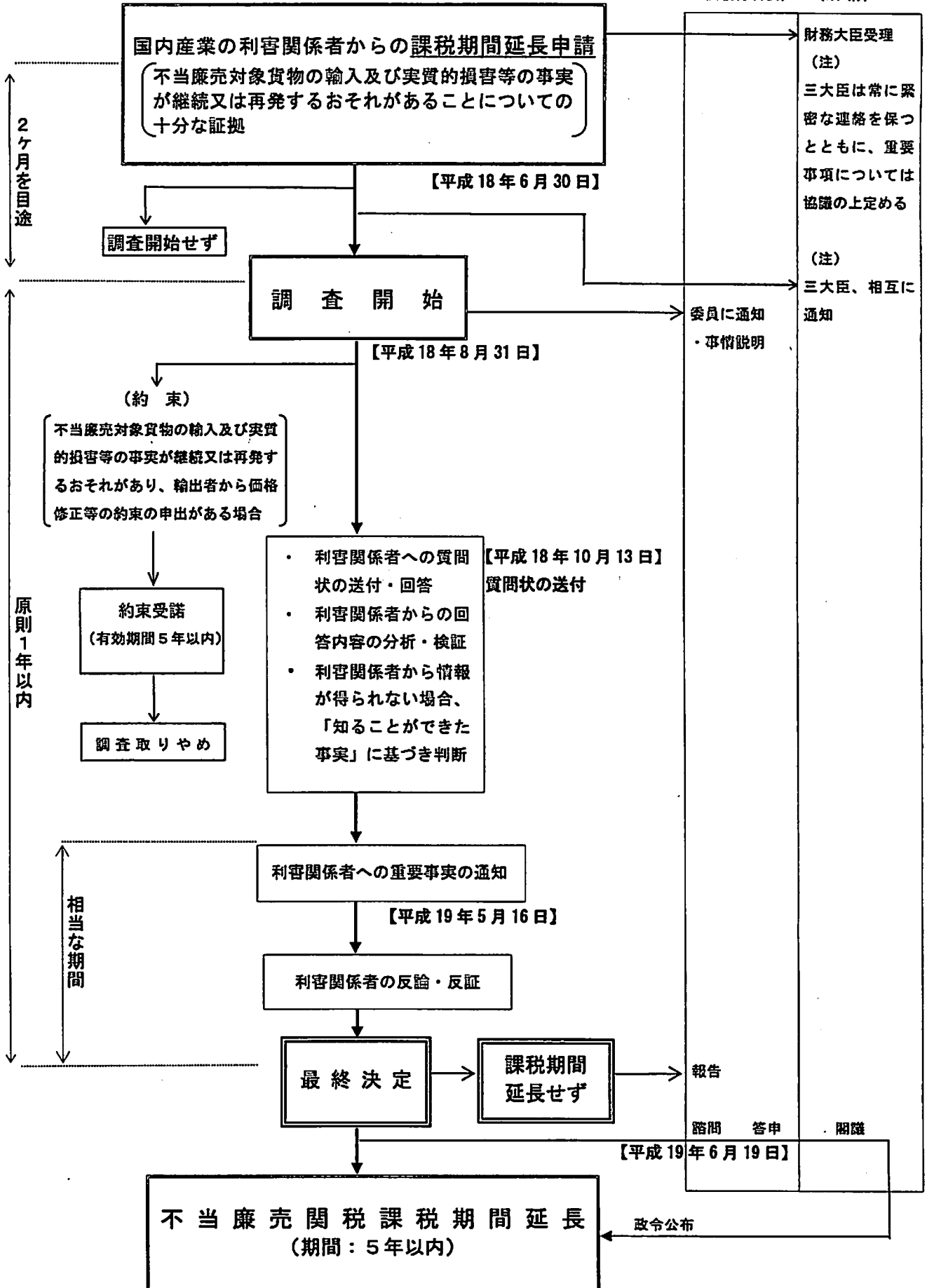
不当廉売関税制度の概要

区 分	不 当 廉 売 関 税
国内法上の根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税定率法第 8 条 ・ 不当廉売関税に関する政令
W T O.協定上の根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般協定第 6 条 ・ ダンピング防止協定
制 度 の 概 要	<p style="text-align: center;">不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。</p>
適 用 要 件	<p>(1) 当該貨物に不当廉売の事実があること。 (ダンピング輸入の事実)</p> <p>(2) 当該貨物の輸入が我が国の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実があると認められること。 (損害等の事実、因果関係)</p> <p>(3) 我が国産業を保護するため必要があると認められること。 (産業保護の必要性)</p> <p><u>(課税期間を延長する場合)</u> <u>課税期間満了後、上記(1)及び(2)について継続又は再発のおそれがあると認められること。</u></p>
関 税 措 置	<p>不当廉売差額〔(正常価格) - (不当廉売価格)〕と同額以下の割増関税。</p>
発 動 政 令 の 指 定 事 項	<p>貨物の品名、供給者又は供給国、期間、割増関税の額</p>
備 考	<p>課税期間は原則 5 年間以内 <u>(課税期間の延長は 5 年間以内)</u></p>

不当廉売関税の課税期間延長手続の流れ

(関税・外国為替等審議会

関税分科会) (政府)



(注) 三大臣とは、財務大臣、産業所管大臣、経済産業大臣を指す。

我が国における不当廉売関税の申請及び課税の状況

<p>①中国、南ア及び ノルウェー産 フェロシリコマ ンガン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1991. 10 日本フェロアロイ協会 課税申請 ・ 91. 11 調査開始 ・ 93. 1 中国2社と価格約束 ・ <u>93. 2</u> <u>中国産フェロシリコマンガンに対する不当廉売関税に関する政令施行（不当廉売関税課税）</u> ・ 98. 1 課税期間満了
<p>②パキスタン産 綿糸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1993. 12 日本紡績協会 課税申請 ・ 94. 2 調査開始 ・ <u>95. 8</u> <u>パキスタン産綿糸に対する不当廉売関税に関する政令施行（不当廉売関税課税）</u> ・ 2000. 7 課税期間満了
<p>③韓国及び台湾産 ポリエステル短 繊維</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2001. 2 帝人等5社 課税申請 ・ 01. 4 調査開始 ・ <u>02. 7</u> <u>ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令施行（不当廉売関税課税）</u> ・ 06. 6 帝人ファイバー等3社 課税期間延長申請 ・ 06. 8 調査開始
<p>④南ア、オースト ラリア、中国及び スペイン産電解二 酸化マンガン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2007. 1 東ソー日向等2社 課税申請 ・ 07. 4 調査開始

1. 大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税の課税状況(概要)
(2006 年末現在発動中のもの)

	発動国	対象国	課税措置 (【 】内はAD税率)
1	日本	大韓民国	2002 年 7 月 課税開始 【6.0~13.5%】
		台湾	2002 年 7 月 課税開始 【10.3%】
2	米国	大韓民国	2000 年 5 月 課税開始 【7.91~14.10%】 2003 年 12 月 税率見直し 【7.91%】 (注1) 2006 年 4 月 延長 2006 年 10 月 税率見直し 【4.65~7.91%】
		台湾	2000 年 5 月 課税開始 【3.79~11.50%】 2006 年 4 月 延長 2006 年 10 月 税率見直し 【3.79~7.31%】
3	EC	大韓民国	2000 年 12 月 課税開始 【4.8~20.2%】 2005 年 3 月 税率見直し・延長 【5.7~10.6%】
		台湾	2006 年 12 月 暫定措置 【14.7~29.5%】 (注2)
4	中国	大韓民国	2003 年 2 月 課税開始 【2~48%】

(注1) 裁判結果に基づく見直しの結果、税率を修正。

(注2) ECは台湾産ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税措置を 1999 年 7 月に課し 2005 年 3 月に撤廃したが、再調査の結果、2006 年 12 月に暫定措置を課した。

(出所) WTOへの各国通報文書、各国官報

2. 大韓民国及び台湾による日本産品に対する不当廉売関税の課税状況
(2006 年末現在発動中のもの)

(1) 大韓民国

	対象貨物	最終措置
1	アルカリ・マンガン電池 (注)	2003 年 12 月 3 日 (2000.10.12 課税開始)
2	水酸化アルミニウム	2003 年 7 月 18 日
3	ステンレス棒鋼	2004 年 7 月 30 日
4	PVC(塩化ビニール)プレート	2005 年 4 月 20 日
5	産業用ロボット	2005 年 4 月 18 日
6	ガイド・ホール・パンチャー	2006 年 11 月 23 日

(注) 見直し調査中。

(出所) WTO への通報文書

(2) 台湾

	対象貨物	最終措置
1	アート紙	2006 年 3 月 3 日 (2000.7.20 課税開始)

* 上記のほか、非塗工印刷用紙について調査中(2006 年 10 月 14 日調査開始)。

(出所) WTO への通報文書

W T O加盟国による不当廉売関税の課税状況

	発 動 国														計	
	インド	米国	EC	7A7ンフ	南アフリカ	トルコ	カナダ	メキシコ	中国	オーストラリア	ブラジル	韓国	日本	その他		
被 発 動 国	中国	70	51	42	34	14	36	11	15	0	8	12	11	0	49	353
	韓国	22	11	11	10	15	7	4	1	17	11	1	0	1	21	132
	台湾	24	12	10	11	5	9	4	4	5	2	1	2	1	13	103
	米国	16	0	5	5	5	1	10	19	14	4	8	5	0	8	100
	日本	17	21	7	4	1	0	2	2	17	2	1	10	0	10	94
	ロシア	13	8	15	2	2	5	3	6	6	1	2	2	0	19	84
	タイ	11	8	15	2	4	7	1	0	1	7	1	0	0	15	72
	ブラジル	8	8	4	29	3	1	3	9	0	0	0	0	0	4	69
	インド	0	10	16	3	11	6	3	1	2	0	3	2	0	12	69
	インドネシア	12	8	11	2	3	2	2	1	1	4	0	2	0	18	66
	ウクライナ	4	6	10	2	1	4	3	6	1	0	1	0	0	11	49
	EC	28	0	0	0	0	0	0	1	4	0	2	0	0	7	42
	マレーシア	6	3	10	1	2	3	0	0	2	4	0	1	0	9	41
	ドイツ	6	4	0	2	8	1	2	1	3	1	2	2	0	4	36
	南アフリカ	5	8	3	6	0	0	3	0	0	2	2	0	0	5	34
	フランス	3	4	0	0	5	0	4	0	1	2	3	1	0	4	27
	イタリア	3	8	0	4	2	1	1	0	0	2	1	0	0	4	26
	メキシコ	2	8	3	2	0	0	2	0	1	0	2	0	0	5	25
	ルーマニア	2	3	4	1	0	3	2	2	0	0	2	0	0	6	25
	スペイン	4	5	0	4	2	0	1	0	0	0	2	1	0	3	22
トルコ	4	3	2	2	2	0	3	0	0	0	0	0	0	6	22	
その他	63	47	56	23	31	11	20	14	8	19	20	8	1	63	384	
計	323	236	224	149	116	97	84	82	83	69	66	47	3	296	1875	

(出所) W T Oホームページ (1995年1月1日から2006年6月30日までの実績)